別表十三(一)の記載要領第一号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第二号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

別表十三(三)の記載要領中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表十三(四)の記載要領第一号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十三(五)の記載要領第一号中「次号(2)」を「以下この号及び次号(2)」に改め、「(以下この号において「令和２年旧措置法」という。)」を削り、「第11項（法人）を」を「第12項（法人）」に改め、「租税特別措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等)、」を削り、「、令和２年旧措置法」を「、令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「、平成29年旧措置法」を「、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等)、平成29年旧措置法」に改め、「震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは」を削り、「の規定の適用を受ける場合に」を「若しくは令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号(3)及び第３号において「令和２年旧震災特例法」という。）第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に」に改め、同第二号(1)中「又は同法」を「又は令和２年旧措置法」に、「に同法」を「に租税特別措置法」に改め、同号(2)中「又は同法」を「又は令和２年旧措置法」に、「が同法」を「が租税特別措置法」に改め、同号(3)中「又は震災特例法」を「又は令和２年旧震災特例法」に改め、同第三号中「又は租税特別措置法」を「又は令和２年旧措置法」に、「震災特例法第28条第３項」を「令和２年旧震災特例法第28条第３項」に改める。

別表十三(六)の記載要領及び別表十三(七)の記載要領中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十三(八)の記載要領第一号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十三(九)の記載要領中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十三(十)の記載要領第一号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十四(一)の記載要領第一号中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、「連結法人が法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第３号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号において「令和２年旧法」という。）」に、「震災特例法第25条第１項」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条第１項」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、同第二号中「第22条第２項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第４条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条第２項」に改め、同第三号中「震災特例法第25条第１項」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条第１項」に、「連結法人が法」を「連結法人が令和２年旧法」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表十四(六)付表三の改正規定の次に次のように加える。

別表十四(七)の記載要領中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

別表十四(八)の記載要領第一号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第二号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表十四(八)の次に三表を加える改正規定の次に次のように加える。

別表十四の二の記載要領第一号中「法第81条の６（連結事業年度における寄附金の損金不算入）(租税特別措置法第68条の96第１項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは租税特別措置法第68条の88第３項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）又は」を削り、「の規定の」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の６（連結事業年度における寄附金の損金不算入）(令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の96第１項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは令和２年旧措置法第68条の88第３項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の」に改める。

別表十五の記載要領第三号中「第４条の７」を「第４条の３」に改める。

別表十五の二の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第三号中「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十六(一)の記載要領第十一号(2)中「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第十二号中「若しくは法」を「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「(第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。)」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改める。

別表十六(二)の記載要領第十一号(2)中「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第十二号中「若しくは法」を「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、「(第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。)」を削り、「の第27条の14」を「の同条」に改め、同第十四号(2)中「同号ニ」を「同号ハ」に、「同号ハ」を「同号ニに規定する通算時価評価若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第48条第５項第３号ハ（減価償却資産の償却の方法)」に改め、「又は当該」の次に「通算時価評価若しくは」を加える。